

65

65歳以上のみなさんへ 令和6年度介護保険料の改定について

町の介護保険は、県内33市町村で構成する福岡県介護保険広域連合で運営をしています。令和6年度は、3年に1度の介護保険料見直しの年です。高齢者1人あたりの給付費が高い順に各市町村をA～Cの3グループに分け、各グループごとに介護保険料の基準額が決まります。宇美町は、このCグループになります。基準額をもとに、25の所得段階により、本人の収入などに応じて保険料が決めます。

自治体	介護保険料 基準(月額)		前期比
	第8期	第9期	
	R3～R5年度	R6～R8年度	
宇美町	4,814円	4,976円	162円
福岡県	6,078円	6,295円	217円



福岡県介護保険広域連合
ホームページ

所得段階ごとの介護保険料は
こちらをご覧ください。

▶介護保険料の通知について

7月下旬ごろ65歳以上の人に、令和6年度介護保険料決定通知書を郵送します。

【特別徴収(年金から天引きの人)】

年間18万円以上の老齢(退職)、障害、遺族年金を受給している人は、年金の定期払いから天引きとなります。ただし、65歳になった人、広域連合外の市町村から転入した人などは、半年～1年後に年金天引きが開始となります。年金天引きに切り替わるまでは、普通徴収となります。

【普通徴収(納付書・口座振替の人)】

年間18万円未満の人は、納付書や口座振替により各自納めていただきます。

8月から納付開始となります。納付書の人はコンビニでの納付も可能です。

※令和5年8月1日からスマホ収納が開始されました。

スマホ収納とは、納付書に印刷されたバーコードを納付者ご自身がスマートフォンやタブレットなどの電子機器で読み取ることで、「いつでも・どこでも・かんたん」に介護保険料を納付できるサービスです。

※保険料の金額については、個別の決定通知でご確認ください。

また、福岡県介護保険広域連合のホームページでも、保険料の試算ができます。

保険料を滞納すると、介護サービス利用時の自己負担割合が増える場合があります。安心してサービスが利用できるように保険料は必ず納めましょう。

なお、災害や失業などやむを得ない理由で保険料の納付が困難なときは、申請により保険料の減免や、納付猶予などが受けられることがあります。困ったときはお早めにご相談ください。

問 健康課 介護・高齢者支援係 ☎934-2243 問 福岡県介護保険広域連合 ☎981-9071

後

後期高齢者医療保険の 令和6年度保険料改定について

▶令和6年度の保険料額の算出方法

個人ごとの保険料額は、加入者全員が同じ金額を負担する「均等割額」と、個人ごとの総所得金額等(※注1)に応じて負担する「所得割額」との合計になります。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{保険料額} \\ \hline \text{(年額) ※注2} \\ \hline \text{(10円未満切り捨て)} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{均等割額} \\ \hline 60,004円 \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{所得割額} \\ \hline \text{〔総所得金額等 ※注1 - 基礎控除額 ※注3〕} \\ \hline \text{× 11.83 \% (所得割率) ※注4} \\ \hline \end{array}$$

※注1 「総所得金額等」とは、前年中の「公的年金等収入－公的年金等控除額」、「給与収入－給与所得控除額」、「事業収入－必要経費」などの合計額で、各種所得控除前の金額です。

※注2 保険料の賦課限度額は80万円です。(昭和24年3月31日以前に生まれた人、令和7年3月31日までに障害認定により被保険者の資格を有している人は、73万円)

※注3 「基礎控除額」とは、合計所得金額が2,400万円以下の場合43万円ですが、2,400万円を超える場合は異なります。

※注4 所得割率は、令和5年中の基礎控除後の総所得金額等が58万円を超えない人の場合、11.02%になります。

▶令和6年度の保険料軽減

世帯の所得状況に応じて、均等割額を軽減します。

対象者の所得要件 〔同一世帯 ※注5内の被保険者および世帯主の軽減対象所得金額 ※注6の合計額〕	軽減割合 〔軽減後の均等割額の年額〕
43万円(基礎控除額) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) ※注7 以下	7割 (18,001円)
43万円(基礎控除額) + 29.5万円 × 被保険者数 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) ※注7 以下	5割 (30,002円)
43万円(基礎控除額) + 54.5万円 × 被保険者数 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) ※注7 以下	2割 (48,003円)

※注5 「同一世帯」とは、4月1日時点(年度途中で75歳になる人、県外からの転入者、障害認定による加入者などはその時点)の世帯が基準となります。

※注6 「軽減対象所得金額」とは、基本的に総所得金額等と同額ですが、満65歳以上の人の公的年金については、「公的年金等収入－公的年金等控除額－特別控除額15万円」となります。また、事業専従者控除、分離課税所得の特別控除は適用されません。

※注7 下線部の計算式は、同一世帯内の被保険者または世帯主が、給与所得または公的年金などに係る所得を有する場合に適用されます。

後期高齢者医療制度に加入する前日まで、社会保険の被扶養者であった人

所得割額はかかりません。

また、制度加入後2年間に限り、均等割額が5割軽減されます。なお、均等割額が7割軽減に該当する人は、7割軽減が優先となります。

▶保険料額の通知について

保険料額および保険料率改定に係る制度改正の詳細については、7月に送付予定の「令和6年度後期高齢者医療保険料額決定通知書」および同封のリーフレットにてお知らせします。



問 住民課 医療年金係 ☎934-2250 問 後期高齢者医療お問い合わせセンター ☎651-3111